

【電子版】

2025年 第19号 2025年9月12日



発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071

fax. 03-3874-4997

メール info@jikosoren.jp

ホームページ→



地域別最低賃金

改定日の先送り全国で続出

2025年度の地域別最低賃金の答申が出そろいました。

最高額は、東京都の1226円、神奈川県の大阪府の1177円と続きます。

最低額は、高知・宮崎・沖縄県の1023円ですが、目安を大幅に上回る71円の引き上げです。多くの地域で厚労省が示す目安超えの改定額へ引き上げる動きがみられます。

最高額と最低額で203円の差があり、地域間格差は相変わらず解消されていません。

一方で、改定日の先送りが続出する異例の事態になっています。最低賃金法では、時期は定められていませんが、例年であ

2025年度地域別最低賃金

Table with columns: 25年度, 引上げ額, 24年度, ランク, 引上げ目安, 目安との差, 改定発効年月日 (11月以降は太字)

全国加重平均 1121 66 1055

れば10月中に発効するのが一般的です。

しかし上表にあるように、27府県がそれ以降に時期を遅らせています。例えば、秋田県では来年3月末の発効となっており、前年度の最賃額のまま半年も据え置かれることとなります。

ここまで遅れている理由は、答申が過去最高の引き上げ幅となったためです。賃金体系の見直しなど準備期間が必要とした使用者側の主張を汲む形で、先送りが決定しました。

これだけ地域ごとで開始時期にずれがあると、賃金の地域間格差がさらに拡がることとなります。

最賃と賃金の比較方法

タクシー業界は、今でも最賃違反が多い状態にあります。過去最高の引き上げとなれば違反がさらに増加することは明白です。

月十数万円という賃金の場合、最賃法違反かどうか計算してみる必要があります。

自分の賃金が最賃を下回っていないか、確認しましょう。

まず賃金のうち最賃の対象とならない賃金を差し引きます。

対象とならないのは、①臨時給・②一時金・③残業割増・④休日割増・⑤深夜割増・⑥家族手当、通勤手当、精皆勤手当と決まっています。これらを除いた額で最賃額を上回らなければなりません。

賃金体系が歩合給の場合、**時間額＝歩合給÷総労働時間**、固定給の場合、**時間額＝固定給÷月の所定労働時間（年平均）**、歩合給と固定給の組み合わせの場合、それぞれ計算して足し合わせます。

例えば、残業なしの月170時間労働だった場合、神奈川県では新しい最賃は20万8250円（170時間×1225円）となり、これ未滿の賃金で労働させると法律違反となります。使用者は差額を支払う義務があり、時効とならない過去3年まで遡り請求することができます（労基法115条）。